令和元年 7 月 12 日 日 本 貸 金 業 協 会 相談・紛争解決委員会

加入貸金業者の義務の不履行の事実の公表について

日本貸金業協会 相談・紛争解決委員会(委員長:深澤武久)は、紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項第4条第1項、及び紛争解決等業務に関する規則第33条第2項、同細則第13条に基づき、下記の加入貸金業者につき、手続実施基本契約上の義務の不履行の事実を公表いたします。

記

- 1 対象加入貸金業者:
 - ① 株式会社ビジネスワールド 登録番号 : 秋田県知事(5) 第 00720 号
 - ② セレクトファイナンス 登録番号 : 三重県知事(2) 第 02007 号
 - ③ 有限会社山陽改発

登録番号 : 岡山県知事 (12) 第 00606 号

④ 山藤商事

登録番号 : 福岡県知事 (3) 第 08653 号

2 不履行の事実:手続実施基本契約締結後、平成29年度分以降の負担金の支払義務 を怠った。(手続実施基本契約条項第1条第1項、紛争解決等業務に 関する規則第112条、同細則第55条)